

担当者スポット

日廃振センター業務から感じたことを綴る「担当者のコラム」

教育研修部 参与 福島 裕三 FUKUSHIMA Yuzo

徒然に思うこと

私の住まいは、最寄り駅からバスで約20分、近くには水田こそありませんが、農家が散在しており、5Fのベランダからは、空気が澄みきった冬の時期、遠く丹沢山塊（大山連峰）の彼方に富士山の冠雪を望むことができます。

ベランダで一服していると、時たま、農家の野焼きと思われる「白い煙」や「黒い煙」が立ち上ります。白煙であれば単なる焚き火？、黒煙の原因が産業廃棄物に該当するビニールシートの焼却であれば廃棄物処理法の焼却禁止違反？

何を燃やしているかは確認できませんが、煙の色からこのような疑問を抱くようになったのも、当センターに勤め始めてからです。

廃棄物であるか否かの判断は、「その物の性状、排出の状況、通常の取扱いの形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの（総合判断説）」とされており、一般の方には理解し難い面があります。また、この総合判断説を除いても、廃棄物処理法は、他の法令と比べると難解と言われており、さらに、産業廃棄物の処理に当たっては、自治体でその取り扱いが異なる場合があります。

講習会場で受講者からの廃棄物処理の質問に即答できない時は、自分自身にもどかしさを感じます。

本稿を書きながら、「たかが産業廃棄物、されど産業廃棄物」と思いつつ、法と産業廃棄物処理の実務との橋渡し役を担う講習会の重要性を再認識した次第です。

編集後記

持続可能な社会づくりの基盤制度といえる、地球温暖化対策基本法案、廃棄物処理法改正案がそれぞれ閣議決定されました。2000年は循環型社会作りに向けたリサイクル関連法制度が整備されたことから「循環型社会元年」と言われました。2010年は、低炭素社会と循環型社会を統合し、持続可能な社会作りに向け大きく前進する年となります。
産業廃棄物分野においても今後取り組むべき課題は多いようです。

今年度の連載講義は、富士常葉大学の杉山涼子先生に、「循環型社会形成に向けた評価手法」について、4回にわたり執筆していただきます。今日の廃棄物問題の解決のためには、社会を形成する様々な主体の参加が必要不可欠であり、環境情報の評価手法は、そのための重要なツールと位置づけられます。

【アンケートへのご協力のお願い】
日廃振センターのホームページでは、本誌のPDFファイルを掲載しています。
ウェブアンケートで皆さまからのご意見等をお聞かせください。
URL http://www.jwnet.or.jp/publish/kikansi_desc10_1.shtml

本誌に関する連絡先：事業推進部　e-mail:jigyo@jwnet.or.jp

日廃振センター情報（季刊）Vol.10 No.1　発行日：平成22年4月9日発行　発行人：古市圭治
発行所：財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階　TEL: 03-3668-6511　FAX: 03-3668-6512　http://www.jwnet.or.jp/
デザイン・印刷　株式会社ウィトンズ